

つちはし事務所通信



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2025 年 11 月 1 日

11
November
2025



重要

「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」を開設(国税庁)

令和7年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。

国税庁からは、令和7年9月の末頃に「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」を開設したとの案内もありました。今年の年末調整においては、基礎控除の見直し等に対応する必要があり、定額減税への対応に迫られた昨年に続き、例年よりも手間がかかることが予想されます。また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、“年末調整での対応が必要となる”こともあることが示唆されています。

令和7年分の年末調整に関する各種の情報(通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向を含む)については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

.....国税庁の「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」のトップ画面.....

【お知らせ】

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています(昨年と比べて変わった点(PDF/1,721KB))。

- 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります(通勤手当の非課税限度額の改正について)。

- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「リーフレット(PDF/5,028KB)」を送付しています。
- 源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただくとう効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

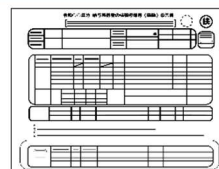
給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手順の電子化

チャットボットに相談する

詳しい説明(パンフレット)
(年末調整 源泉徴収等)

★年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、税理士さんと相談の上進めてください。



令和 7 年 10 月スタート 教育訓練休暇給付金について

令和 7 年 10 月より教育訓練休暇給付金が始まりました。この制度は労働者が離職せずに教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得する場合の生活費を保障する制度です。休暇期間中、失業給付(基本手当)に相当する給付として、賃金の一定割合を支給します。確認しておきましょう。

.....厚生労働省 教育訓練休暇給付金のご案内より.....

支給対象者の要件

- ・休暇開始前 2 年間に 12 か月以上の被保険者期間があること
- ・休暇開始前に 5 年以上雇用保険に加入していた期間があること

対象となる休暇

- ・就業規則等に規定された休暇制度に基づくもの
- ・労働者本人が自発的に取得を希望し、事業主の承認を得た休暇
- ・30 日以上連続した無給の休暇
- ・大学・専修学校、教育訓練給付金の指定講座、語学留学等の職業に関する教育訓練を受けるための休暇

給付内容

- ・受給期間:休暇開始日から起算して 1 年間
- ・給付日数:雇用保険加入期間に応じて 90 日～150 日
- ・給付額:休暇開始日前 6 か月の賃金日額に応じて算定

重要な注意点

- ・給付金を受給すると、被保険者期間がリセットされ、一定期間は失業給付等を受給できなくなります
- ・業務命令による教育訓練は対象外です

健康保険証について

令和 7 年 12 月以降の健康保険証について

令和 6 年 12 月 2 日より、健康保険証の新規発行が行われなくなりました。発行済みの健康保険証は、これまで利用できましたが、令和 7 年 12 月 2 日以降、利用できなくなります。下記を確認の上、対応をよろしくお願いいたします。



お手元の健康保険証の取扱い

令和 7 年 12 月 2 日以降は利用できません。個人情報の扱いに注意しながら、ご自身で破棄をお願いします。なお、ご家族の健康保険証も同様の取扱いになります。

令和 7 年 12 月 2 日以降の受診等

医療機関等で受診する際には、マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。マイナ保険証が利用できないときは、マイナンバーカードと、すでに配布している「資格情報のお知らせ※」の 2 点により保険診療が受けられます。

※マイナポータルでも確認することができ、医療機関等の窓口に提示することで利用できます。

あとがき◆つちはし事務所より

- ★令和 7 年度（2025 年分）年末調整は、税制改正により控除の内容や申告書の様式が大きく変わっています。たとえば基礎控除額・給与所得控除額の見直し、及び「特定親族特別控除」の創設がなされています。また、19 歳以上 23 歳未満の親族で所得 123 万円以下という条件を満たせば「特定親族特別控除」が適用されるケースがあります。実務的な注意点としては、申告書類の様式が変更されており、従業員から提出を受ける「扶養控除等（異動）申告書」や「特定親族特別控除申告書」などの様式・提出期限・内容確認のプロセスを見直す必要があります。そういう訳で今年は特に、年末調整のスケジュール管理・書類チェック・控除条件の再確認を早めに着手されることをお勧めします。
- ★いよいよ現行の健康保険証が今年 12 月 2 日から利用できなくなり、マイナ保険証への移行が加速化します。マイナ保険証への移行手続きがまだの方は、お早目に手続きをお願いします。マイナ保険証への移行がまだの方は、保険証と色違いの「資格確認証」がご自宅に届いているはずですが、お早めにご確認ください。
- ★女性初の総理大臣となった高市内閣が「決断と前進」をキャッチフレーズに動き出しました。早速、社会保障制度改革について超党派の会議を設けることや、健康維持と労働者による選択を前提に、現行の労働時間規制の緩和を検討するなどのニュースも出ています。これからの政府の動きを注視しましょう。

